

財務省告示第三百五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記	発行の根拠	発行方法	募入決定の	発行情額	払込金額	種類	発行情日	発行情格	利率	経過利子
利付国庫債券（変動・十五年） （第十七回）	平成十四年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二条第一項	基準金利との利回り格差を競争 に付して行われる入札発行	各申込みのうち利回り格差の数 値が小さいものからその応募額 を順次割り当てる。	額面金額で八千九百九十一億円	十及び十億円の五種	円及び十億円の五種	平成十四年七月二十二日	額面金額百円につき百円	年当たり、各利払期における利 子計算期間開始日前行われる た、発行から償還までが九年五 か月超の十年利付国債の直近に おける割当額入札の結果に基づ き算出された複利利回り（以下 「基準金利」という。）から、一 〇三パーセントを控除した率。 （一）	は、募入決定の通知を受けた者 式により算出した金額を第十

八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times 0.30}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二)

は、次に掲げる国債について、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、次に掲げる国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受けた金額を乗じた金額を控除することができる。

イ 発行時において、登録(一括する省令(昭和五十五年大蔵省令第四号)第二十五条)に規定する一括登録をいう。以下同じ。がされている国債の利子に係る所得税が源泉徴収される者の記名による登録されるもの。

ロ 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収される一括登録に係る口座に混蔵寄託されるもの。

ハ 発行時において、登録又は発行時に登録されないものは、発行時において、所得税法第七十六条第一項又は

租税特別措置法第四条、第四
 条の二、第四条の三若し
 第四条の九条の三第二項に規
 定する利子の非課税に係る
 要件を満たすものを除
 く。

十二 初期利子
 平成十五年一月二十日を支払
 とし、次の算式により算した
 金額を支払う。ただし、支払
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十四号において規
 定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.30}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期利子
 毎年一月二十日及び七月二十
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属す
 利子として、次の算式により算
 出した金額を支払う。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{\text{基準金利} - 1.03}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 償還期限
 平成二十九年七月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行の本店、支店、代理店、
 元利金の支払
 場所
 払入者
 入札参加
 者
 払込期日
 平成十四年七月二十二日
 取扱大臣から通知を受けた者
 取扱店並びに取扱郵便局
 取扱店及び国債元利金支払